

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和8年2月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の内容	<p>【評価対象事務全体の概要】 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給する法定受託事務である。川崎市長は、児童手当法第7条及び第8条に基づき、児童手当・特例給付の審査、認定、支給等の事務を行う。なお、児童手当の受給者情報等を活用し、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するために実施する物価高対応子育て応援手当の支給に係る事務についても、併せて評価対象とする。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び物価高対応子育て応援手当支給実施要綱に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童手当法第20条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当に係る寄付に関する事務 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 児童手当法第28条(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 物価高対応子育て応援手当支給実施要綱第11条の公務員支給対象者等に対する支給の決定に関する事務 <p>【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	福祉総合情報システム(児童福祉システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 資格管理機能 申請情報、児童情報、口座情報を管理し、児童の追加登録(増額改定)、児童の減少登録(減額改定)、受給者情報・児童情報・世帯情報等の変更を行う。 年齢到達管理機能 指定の年月に児童の年齢到達により減額改定又は資格喪失となる受給者を抽出し、額改定通知又は支給事由消滅通知及び対象者一覧を出力する。また、対象の受給者に減額改定または資格喪失の履歴を一括作成する。 支給管理機能 児童手当の支給情報を管理する。指定した支払期に応じて支払対象者を抽出し、支払通知書、対象者一覧及び銀行別集計表を出力し、全銀協フォーマットの振込ファイルを作成する。 現況管理機能 毎年、現況届の対象者を抽出し、現況届及び対象者一覧の出力を行う。現況届の提出情報を管理し、現況届を提出した受給者の新年度の支払予定を一括作成する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (申請管理システム)
システム5	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム連携基盤)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の81の項、135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項、160の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
②所属長の役職名	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当、特例給付又は物価高対応子育て応援手当(以下「児童手当等」という。)を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と市外別居児童
その必要性	児童手当等に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び市外別居児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当等を適正に支給するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input type="checkbox"/> 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/> 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報、口座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号)

	その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関と情報の提供、照会を行うために必要となる。 <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5情報 児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる。 連絡先 児童手当等の審査、認定、支給等にあたり必要となる情報を確認する必要がある。 その他住民票関係情報 児童手当等の審査、認定、支給等にあたり児童の生計を維持する程度等を確認等する必要がある。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税関係情報 児童手当法第5条に基づき、児童手当等の審査、認定、支給等にあたり所得の状況を把握する必要がある。 児童福祉・子育て関係情報 児童手当等の審査、認定、支給等にあたり児童の状況を把握する必要がある。 年金関係情報 児童手当等の審査、認定、支給等にあたり、被用区分を判定するために年金給付情報等を把握する必要がある。 その他(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報) 児童手当等の審査、認定、支給等にあたり、必要となる情報を管理する必要がある。 その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号) 申請者の本人確認のために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局医療保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各地方自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	番号法第9条第1項別表の81の項の規定に定められた「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」及び別表の135の項の規定に定められた「特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理」等の業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 各区役所保険年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑤使用方法		<p>1 児童手当等受給資格者情報の管理 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報)等をもとに、児童手当等受給資格者情報の管理を行う。</p> <p>2 児童手当等の審査及び認定 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報)等をもとに、児童手当等の審査及び認定を行う。</p> <p>3 児童手当等に係る給付情報の管理 本人等の申請又はその他情報(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報)等をもとに、児童手当等に係る給付情報の管理を行う。</p>
	情報の突合	<p>・窓口業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。</p> <p>・住基システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。</p> <p>・認定、審査業務において、請求者(受給資格者)情報と住基情報を突合することにより、対象者を把握し、世帯状況を確認する。</p> <p>・認定、審査業務において、請求者(受給資格者)情報及び配偶者情報と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより、児童手当・特例給付の支給額等を決定する。</p> <p>・認定、審査業務において、受給者情報と年金給付関係情報を突合することにより、被用者・非被用者の別を確認する。</p>
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<p>[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件</p>
委託事項1		新福祉総合情報システム2次運用保守業務
①委託内容		維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等
②委託先における取扱者数		<p>[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		株式会社 アイネス
再委託	④再委託の有無 ※	<p>[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項2～5		
委託事項2		申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等
②委託先における取扱者数		<p>[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	④再委託の有無 ※	<p>[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託

委託事項3		事務処理センター業務委託	
①委託内容		申請の一次受付業務(申請内容の確認等)及び新保健福祉総合情報システムへのデータ入力業務	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		アデコ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢>
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input type="radio"/> 提供を行っている (4) 件 <input type="radio"/> 移転を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		都道府県知事等	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	
②提供先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	
③提供する情報		児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者	
⑥提供方法		<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先2～5			

提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先3	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11の2号
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第11の2号に規定する住民基本台帳の記載事項として使用するため
③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当関係情報
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	開庁日の開庁時間(8:30～17:15)に資格異動が発生する都度(5分間隔)
移転先2～5	

移転先2	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先3	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、76の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先4	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項に規定される事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	1 新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 5 申請管理システムにおける措置 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 6 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【資格管理情報】

- ・認定番号
- ・申請年月日
- ・決定日
- ・被用区分
- ・手当月額
- ・施設種類
- ・3歳以上12歳年度末未満児童数
- ・12歳年度末以上15歳年度末未満児童数
- ・15歳年度末以上18歳年度末未満児童数
- ・職業等
- ・算定対象児童数
- ・銀行コード
- ・口座種別
- ・送付先住所
- ・送付先力ナ氏名
- ・居住地方書
- ・未提出現況
- ・児童続柄
- ・支給対象該当日
- ・算定対象非該当事由
- ・同居区分
- ・生計関係
- ・留学開始日
- ・差止決定年月日
- ・差止解除年月日
- ・発行年月日
- ・判定結果
- ・公務員対象
- ・申請種別
- ・申請事由発生日
- ・決定理由
- ・手当区分
- ・住所要件
- ・施設名
- ・3歳未満児童数
- ・申請理由
- ・決定結果
- ・履歴開始年月日
- ・受給者区分
- ・施設コード
- ・卒業予定年月
- ・通学先
- ・支店コード
- ・口座番号
- ・口座名義人カナ氏名
- ・送付先郵便番号
- ・送付先方書
- ・送付先氏名
- ・居住地郵便番号
- ・居住地住所
- ・居住地氏名
- ・居住地カナ氏名
- ・未解除差止
- ・児童住民コード
- ・算定対象該当事由
- ・算定対象非該当事由
- ・支給対象該当事由
- ・支給対象非該当事由
- ・別居区分
- ・監護区分
- ・3歳到達日
- ・12歳到達日
- ・留学終了日
- ・差止理由
- ・差止対象年度
- ・差止開始年月
- ・時効年月日
- ・現況年度
- ・現況番号
- ・提出年月日
- ・判定日
- ・メモ

【支給関係情報】

- ・支払期
- ・支払区分
- ・振込不能フラグ
- ・第2子3歳未満児童数
- ・第1子3歳以上児童数
- ・第3子以降3歳以上児童数
- ・第1子15歳以上対象児童数
- ・第3子以降15歳以上対象児童数
- ・振込年月日
- ・振込金額
- ・調整前振込金額
- ・調整金額
- ・支給区分
- ・第1子3歳未満児童数
- ・第3子以降3歳未満児童数
- ・第2子3歳以上児童数
- ・第1子小学校修了後中学校修了前児童数
- ・第2子15歳以上対象児童数

【口座登録・連携ファイル関係情報】

- ・金融機関コード
- ・支店名(カナ)
- ・名義人氏名(カナ)
- ・金融機関名(カナ)
- ・預貯金種目コード
- ・記号
- ・店番
- ・口座番号
- ・番号

【申請管理システム関係情報】

- ・署名データ
- ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)
- ・シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー)
- ・点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10)
- ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報を入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p>不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 <p>入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。</p> <p>【福祉総合情報システム(児童手当システム)における措置】 福祉総合情報システム(児童福祉システム)での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p style="text-align: center;">[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。</p> <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p> <p>＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。</p>

<p>その他の措置の内容</p>	<p>福祉総合情報システム(児童福祉システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p> <p><申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。</p> <p>① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。</p> <p>② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>従業者が事務外で使用するリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p> <p><申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。</p> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置> ①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。</p> <p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(*2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (*2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (*3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
その他の措置の内容	<p>1 物理的対策 <システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置> ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ①LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ②外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>2 技術的対策 <システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置> ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ①LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク
 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】3600 9,000 4500
 <サービス検索・電子申請機能における措置>
 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。

特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク
 <サービス検索・電子申請機能における措置>
 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。
 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。

<申請管理システムにおける措置>
 ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査

実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査
-------	--------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	

10. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】
 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

【ガバメントクラウドにおける措置】
 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2695 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2674
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2674
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月28日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数)	30万人以上	10万人以上30万人未満	事後	しきい値判断結果の変更に伴う変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲)	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と対象児童	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と市外別居児童	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲(その必要性))	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び対象児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当又は特例給付を適正に支給するため	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び市外別居児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当又は特例給付を適正に支給するため	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。))移転先2①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。))移転先2②移転先における用途)	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。))移転先3①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	IIIリスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定(規定の内容))	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守 ・責任体制の整備、作業責任者等の届出 ・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施 ・作業責任者及び作業従事者の監督 ・守秘義務 ・再委託 ・特定個人情報の管理 ・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年3月28日	IIIリスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1(リスクに対する措置の内容))	(省略)	<新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置> ①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 (以下同左)	事前	重要な変更

平成28年3月28日	Ⅲリスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2(リスクに対する措置の内容))	(省略)	<新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置> ①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 (以下同左)	事前	重要な変更
平成28年3月28日	Ⅲリスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	(省略)	<新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置> ①新福祉総合情報システム(児童福祉システム)は適切なアクセス制御対策により権限外の情報参照を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 ②新福祉総合情報システム(児童福祉システム)は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③新福祉総合情報システム(児童福祉システム)と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (以下同左)	事前	重要な変更
平成28年8月12日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年8月12日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課 佐藤 佳哉	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 須藤聖一	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ⑥事務担当部署)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入所元)	評価実施機関内の他部署(市民・子ども局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課)	評価実施機関内の他部署(市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課 各区区民課及び各支所区民センター	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 各区区民課及び各支所区民センター	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	3件	1件	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない

平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①~⑥)	新福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務 ①委託内容 運用管理支援(定常運用支援、障害対応支援)、追加改修対応支援等 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社 野村総合研究所 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑥再委託事項 運用保守管理支援の一部を再委託	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①~⑥)	川崎市福祉事業(障害・高齢・児童・医療)の帳票印刷・封入封緘業務委託 ①委託内容 児童手当支払通知書等の作製、圧着、封入封緘業務等 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社 東計電算 ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 - ⑥再委託事項 -	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1)	市民・こども局区政推進部戸籍・住民サービス課	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3)	まちづくり局市街地開発部住宅管理課	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途)	番号法別表第2 19の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、35の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	番号法別表第2 31の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、54の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	IIIリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について)に事業4及び事業5を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	IV開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課 (省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	・こども未来局こども支援部こども家庭課 (省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	IV開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先)	市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課 (以下省略)	こども未来局こども支援部こども家庭課 (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年7月31日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

平成30年3月27日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4)	(新規)	①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 (他システムとの接続なし)	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更)に該当しない項目の変更
平成30年3月27日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成30年3月27日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第40条第1号、第2号及び第3号)、75の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第40条の2第1号及び第2号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ⑤保有開始日)	平成27年10月(重要な変更の実施予定日:平成29年7月)	平成27年10月	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法)	[] その他()	[O] その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更)に該当しない項目の変更
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所)	1 新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1 新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。	事前	重要な変更
平成30年3月27日	III リスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報を入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。	・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報を入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更

平成30年3月27日	V評価実施手続(1. 基礎項目評価 ①実施日)	2016/3/28	2018/3/27	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更)に該当しない項目の変更)
令和3年11月12日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号及び第3号)、75の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条の2第1号及び第2号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の74の項、75の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(2)件 [○] 移転を行っている(4)件 [○] 行っていない	[○] 提供を行っている(4)件 [○] 移転を行っている(4)件 [○] 行っていない	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26の項	番号法第19条第8号 別表第2の26の項	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	③提供する情報	番号法別表第2における児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の87の項	番号法第19条第8号 別表第2の87の項	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	③提供する情報	番号法別表第2における児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報	児童手当関係情報	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	提供先3	(追加)	社会福祉協議会	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第8号 別表第2の30の項	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	②提供先における用途	(追加)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	③提供する情報	(追加)	児童手当関係情報	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	⑥提供方法	(追加)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更)に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和3年11月12日	⑦時期・頻度	(追加)	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅲ リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(略)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅲ リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日	2020/3/30	2021/9/10	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	②しきい値判断結果	基礎項目[評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]	基礎項目[評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる]	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特別給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特別給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特別給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 6 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 7 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【中間サーバーシステム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)</p>	<p>【評価対象事務全体の概要】 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給する法定受託事務である。川崎市市長は、児童手当法第7条及び第8条に基づき、児童手当・特別給付の審査、認定、支給等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特別給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特別給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特別給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第20条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当に係る寄付に関する事務 5 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童手当法第28条(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 7 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【中間サーバーシステム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給する法定受託事務である。川崎市市長は、児童手当法第7条及び第8条に基づき、児童手当・特別給付の審査、認定、支給等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特別給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特別給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特別給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第20条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当に係る寄付に関する事務 5 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童手当法第28条(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 7 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【中間サーバーシステム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)</p>	<p>【評価対象事務全体の概要】 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給する法定受託事務である。川崎市市長は、児童手当法第7条及び第8条に基づき、児童手当・特別給付の審査、認定、支給等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特別給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特別給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特別給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第20条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当に係る寄付に関する事務 5 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童手当法第28条(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 7 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【中間サーバーシステム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)</p>		

令和5年3月27日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 4 ③他のシステムとの接続)	[]その他()	[O]その他 (申請管理システム)	事前	
令和5年3月27日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 5)	(新規)	①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能 ③他のシステムとの接続 [O]その他 (システム連携基盤)	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目)	[O] その他 (口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)	[O] その他 (口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報、口座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号)	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性)	右記を追記	・その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号) 申請者の本人確認のために保有する。	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添1)特定個人情報ファイル記録項目)	右記を追記	【口座登録・連携ファイル関係情報】 ・金融機関コード・金融機関名(カナ)・店番・支店名(カナ)・預貯金種目コード・口座番号・名義人氏名(カナ)・記号・番号 【申請管理システム関係情報】 ・署名データ・署名用電子証明書 ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別) ・シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー) ・点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10、<サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目を追記してください。>) ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍、<サービス検索・電子申請機能の申請書様式において、申請者に記載を求める項目を追記してください。>)	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	[O] 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等)	[O] 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等、デジタル庁)	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	2件	3件	事前	

令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①～⑨)	(新規)	<p>申請管理システム運用保守業務委託</p> <p>①委託内容 ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等</p> <p>②委託先における取扱者数 10人以上50人未満</p> <p>③委託先名 株式会社 日立製作所</p> <p>④再委託の有無 再委託する</p> <p>⑤再委託の許諾方法 委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。</p> <p>⑥再委託事項 運用保守管理支援の一部を再委託</p>	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所)	右記を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 5 申請管理システムにおける措置 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 	事前	
令和5年3月27日	IIIリスク対策(2. 特定個人情報の入手 リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。	事前	
令和5年3月27日	IIIリスク対策(2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	-	<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p>不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <p>＜申請管理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 <p>入手した特定個人情報不正確であるリスク</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク <p>＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	事前	

令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置の内容)	右記を追記	<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。 	事前	
令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法)	右記を追記	<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><サービス検索・電子申請機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 	事前	
令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容)	-	<p>福祉総合情報システム(児童福祉システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。</p> <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。 <p><サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 <p>① 発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要なとなる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なとなるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 <p>② 失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 	事前	
令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	-	<p>従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。 <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 	事前	

令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な仕様等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容)	右記を追記	<p><申請管理システムにおける措置></p> <p>1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的の外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の漏洩 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 <p>2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。</p>	事前	
令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクその他の措置の内容)	-	<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p>1 物理的対策</p> <p><システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置></p> <p>①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</p> <p>③監視設備として監視カメラ等を設置している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施設できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等の利用不可、施設できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <p>①申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</p> <p>③監視設備として監視カメラ等を設置している。</p> <p>2 技術的対策</p> <p><システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置></p> <p>①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/N/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。</p> <p>②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している <p><申請管理システムにおける措置></p> <p>①申請管理システムでは、F/N/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。</p> <p>②申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p>	事前	
令和5年3月27日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	-	<p>特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データの消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 	事前	
令和5年3月26日	Ⅰ 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署①部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月26日	Ⅰ 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名)	こども未来局こども支援部こども家庭課長の役職名	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報⑥事務担当部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体・使用部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	3件	2件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2)	福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務		事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2①委託内容)	福祉総合情報システムの安定運用に向けた定常運用支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務		事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2②委託先における取扱者数)	10人未満		事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2③委託先名)	株式会社 野村総合研究所		事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2④再委託の有無)	再委託する		事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2⑤再委託の許諾方法)	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。		事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2⑥再委託事項)	現在の委託先においては、再委託を行っていない		事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先)	・こども未来局こども支援部こども家庭課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先)	こども未来局こども支援部こども家庭課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	I 基本情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバ要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバ要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ②システムの機能)	(省略) 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 (省略)	(省略) 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 5 ②システムの機能)	1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(3. 特定個人情報ファイル名)	児童手当ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の74の項、75の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 特定個人情報ファイル名)	児童手当ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 その妥当性)	【連絡先等情報】 ・4情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる。	【連絡先等情報】 ・5情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用①入手元)	市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課	市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局医療保険課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用③使用目的)	番号法第9条第1項 別表第1 第56項の規定に定められた「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」等の業務を行うため。	番号法第9条第1項別表の81の項の規定に定められた「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」等の業務を行うため。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署)	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 各区役所保険年金課及び各支所区民センター	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 各区役所保険年金課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1)	新福祉総合情報システムシステム2次運用保守業務	新福祉総合情報システム2次運用保守業務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1③委託先名)	株式会社 アイネス 首都圏営業第一部	株式会社 アイネス	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑥再委託事項)	現在の委託先においては、再委託を行っていない	運用・保守業務の一部を再委託	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑥再委託事項)	運用・保守業務の一部を再委託	申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1①法令上の根拠)	番号法第19条第8号 別表第2の26の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2①法令上の根拠)	番号法第19条第8号 別表第2の87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2②提供先における用途)	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3)	社会福祉協議会	都道府県知事等	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3①法令上の根拠)	番号法第19条第8号 別表第2の30の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3②提供先における用途)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4①法令上の根拠)	番号法第19条第8号 別表第2の106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途)	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途)	番号法別表第2 31の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、54の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、76の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	番号法別表第2 87の項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項に規定される事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	右記を追記	6 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIIリスク対策(1. 特定個人情報ファイル名)	児童手当ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIIリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用のリスク 規定の内容	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守 ・責任体制の整備、作業責任者等の届出 ・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施 ・作業責任者及び作業従事者の監督 ・守秘義務 ・再委託 ・特定個人情報の管理 ・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。 <申請管理システムにおける措置>	(削除)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	III リスク対策(5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。ルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	(省略) <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略) (*2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。 (省略)	(省略) <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略) (*2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	(省略) <システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (省略)	(省略) <システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (省略)	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策6情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(省略) <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②システム連携基盤は自機間向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 (省略)	(省略) <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。 ②システム連携基盤は、自機間向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 (省略)	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	(新規)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(新規)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事前	

<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容）</p>	<p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 1 物理的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。</p>	<p>1 物理的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ②外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるような適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容）</p>	<p>2 技術的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことと、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p>	<p>2 技術的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことと、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容）</p>	<p>右記を追加</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策（7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置）</p>	<p>右記を追加</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策8. 監査 実施の有無</p>	<p>[○]内部監査</p>	<p>[]内部監査</p>	<p>事前</p>	

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策9従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 (省略)	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新入職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策10. その他リスク対策	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについては、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年7月31日	Ⅳ開示請求、問合せ1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	事前	
令和8年2月13日	I 基本情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【評価対象事務全体の概要】 (略) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 (略)	【評価対象事務全体の概要】 (略) なお、児童手当の受給者情報等を活用し、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するために実施する物価高対応子育て応援手当の支給に係る事務についても、併せて評価対象とする。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び物価高対応子育て応援手当支給実施要綱に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 (略) 8 物価高対応子育て応援手当支給実施要綱第11条の公務員支給対象者等に対する支給の決定に関する事務 (略)	事前	
令和8年2月13日	I 基本情報3. 特定個人情報ファイル名	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	事前	
令和8年2月13日	I 基本情報4. 個人番号の利用法令上の根拠	右記を追加	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事前	
令和8年2月13日	I 基本情報5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項、160の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項	事前	
令和8年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要1. 特定個人情報ファイル名	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	事前	
令和8年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報③対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と市外別居児童	児童手当、特例給付又は物価高対応子育て応援手当(以下「児童手当等」という。)を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と市外別居児童	事前	

令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報③対象となる本人の範囲 その必要性	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び市外別居児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当又は特例給付を適正に支給するため	児童手当等に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び市外別居児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当等を適正に支給するため	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報④記録される項目 その他	口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報、口座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号	口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報、口座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関と情報の提供、照会を行うために必要となる。 <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる。 連絡先 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる情報を確認する必要がある。 その他住民票関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる児童の生計を維持する程度等を確認する必要がある。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税関係情報 児童手当法第5条に基づき、児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる所得の状況を把握する必要がある。 児童福祉・子育て関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる児童の状況を把握する必要がある。 年金関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる被用区分を判定するために年金給付情報等を把握する必要がある。 その他(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報) 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる情報を管理する必要がある。 その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号) 申請者の本人確認のために保有する。 	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関と情報の提供、照会を行うために必要となる。 <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5情報 児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる。 連絡先 児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる情報を確認する必要がある。 その他住民票関係情報 児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる児童の生計を維持する程度等を確認する必要がある。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税関係情報 児童手当法第5条に基づき、児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる所得の状況を把握する必要がある。 児童福祉・子育て関係情報 児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる児童の状況を把握する必要がある。 年金関係情報 児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる被用区分を判定するために年金給付情報等を把握する必要がある。 その他(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報) 児童手当等の審査、認定、支給等に必要となる情報を管理する必要がある。 その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号) 申請者の本人確認のために保有する。 	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用③使用目的	番号法第9条第1項別表の81の項の規定に定められた「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」等の業務を行うため。	番号法第9条第1項別表の81の項の規定に定められた「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」及び別表の135の項の規定に定められた「特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理」等の業務を行うため。	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法	<p>1 児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理</p> <p>本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理を行う。</p> <p>2 児童手当又は特例給付の審査及び認定</p> <p>本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付の審査及び認定を行う。</p> <p>3 児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理</p> <p>本人等の申請又はその他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理を行う。</p>	<p>1 児童手当等受給資格者情報の管理</p> <p>本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報)等をもとに、児童手当等受給資格者情報の管理を行う。</p> <p>2 児童手当等の審査及び認定</p> <p>本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報)等をもとに、児童手当等の審査及び認定を行う。</p> <p>3 児童手当等に係る給付情報の管理</p> <p>本人等の申請又はその他情報(口座情報ほか児童手当等の支給に関する情報)等をもとに、児童手当等に係る給付情報の管理を行う。</p>	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	右記を追加	事務処理センター業務委託	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	右記を追加	申請の一次受付業務(申請内容の確認等)及び新保健福祉総合情報システムへのデータ入力業務	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	右記を追加	50人以上100人未満	事前	
令和8年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	右記を追加	アデコ株式会社	事前	

令和8年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④ 再委託の有無	右記を追加	再委託しない	事前	
令和8年2月13日	(別添1)ファイル記録項目	右記を追加	<p>【資格管理情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳年度末以上18歳年度末未満児童数 ・職業等 ・卒業予定年月 ・通学先 ・公務員対象 <p>【支給関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子15歳以上対象児童数 ・第2子15歳以上対象児童数 ・第3子以降15歳以上対象児童数 	事前	
令和8年2月13日	IIIリスク対策1. 特定個人情報ファイル名	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	事前	

個人情報に関する重大事故について

事案1 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

1 事案の内容

(1) 発生（発覚）時期

令和6年4月8日

(2) 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和6年3月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

(3) 原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

(4) 影響

404件（295世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

(5) 事故発覚後の対応

令和6年4月8日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和6年4月8日～4月22日	事務担当者による搜索を継続
令和6年5月1日	報道発表
令和6年6月3日	個人情報保護委員会より文書指導

2 再発防止策

(1) 国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

(2) 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的の安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。